

指定失効等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

指定失効等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

山梨県知事

殿

指 定 の 種 類					
指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年 月 日
業 務 所 又 は 研 究 所	所 在 地				
	名 称				
品 名	数 量	譲受人の住所・氏名 法第30条の7第6号及び 第7号に規定する者にあ ってはその業務所の名称	法第30条の7 による区分及 び業種名	指 定 証 の 番 号	
報告の事由及びその 事由の発生日					

(備考)

- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 指定証の番号及び指定年月日欄並びに業務所又は研究所欄には、指定失効等前のものを記載すること。